

岩手県監査委員告示第15号

包括外部監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第9号及び平成29年岩手県監査委員告示第17号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県企業局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年3月2日

岩手県監査委員 小野 共
岩手県監査委員 千葉 伝
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1（1） 外部監査の種類

平成23年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

（2） 選定した特定の事件（テーマ）

公有財産に係る財務事務の執行及び管理の状況について

（3） 監査委員告示

平成24年3月9日付け岩手県監査委員告示第9号

（4） 岩手県企業局長からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査結果に対する措置状況について 平成30年2月5日

（5） 指摘事項及び措置内容

ア 指摘事項

固定資産台帳と財務諸表の不整合（電気事業）

財務諸表に計上している有形固定資産と財産管理台帳（固定資産台帳）の一部に金額の差異が生じている。

イ 措置内容

固定資産台帳と財務諸表の不整合（電気事業）

平成23年度決算から、固定資産台帳の数値の修正、追加登録を行い、併せて資産を適正な額に修正した。

2（1） 外部監査の種類

平成28年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第8条に基づく包括外部監査

（2） 選定した特定の事件（テーマ）

企業局の財務事務の執行及び経営管理について

（3） 監査委員告示

平成29年3月3日付け岩手県監査委員告示第17号

（4） 岩手県企業局長からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査結果に対する措置状況について 平成30年2月5日

（5） 指摘事項及び措置内容

ア 指摘事項

（ア） 固定資産台帳と貸借対照表の不一致

決算書で開示されている固定資産の帳簿金額と固定資産台帳で管理されている帳簿金額に乖離が生じている。

固定資産台帳は、貸借対照表に計上される固定資産の内訳簿（補助簿）としての位置づけであり、保有する資産の状況を明らかにし、固定資産の維持管理や更新投資に関する有用な情報を提供する重要な帳簿書類であるため、常に正確な記載が求められる。

固定資産台帳の不備が発見されていることから、適切に固定資産台帳を修正することが不可欠である。

（イ） 特別修繕引当金の計上

発電機については、10年から13年周期で内部点検（オーバーホール）が必要となっているが、当該内部点検は、当期以前に発電機を使用することによって発生した摩耗等の事象を起因とするものであり、将来にその修繕費が発生することが確実である。また、過去の実績等により要する費用も概ね合理的に見積もることが可能である。したがって、引当金を計上すべき要件を満たしており、特別修繕引当金の計上が必要であるが、企業局では、計上すべき特別修繕引当金の額を算定していなかった。

特別修繕引当金の額を適切に見積もり、決算書に反映する必要がある。

(ウ) 建設準備勘定の資産性

建設準備勘定に減損の兆候が生じている場合は、決算書への注記が必要であり、当該開示が不足している。

(エ) 雑収益に計上されている積立金の取崩額

平成27年度岩手県電気事業損益計算書の営業収益において、営業雑収益の内部項目である雑収益に決算整理にて環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金取崩額が含まれていた。これは、クリーンエネルギー設備を導入する県内の自治体について補助金として金銭を交付し雑費として費用計上するとともに、見合いの目的積立金を収益計上しているとのことであった。

目的積立金については、一度本業により稼得した利益が積立金として利益処分されたものであり、それが外部に出ていく際に再び収益認識されることは適当ではない。

(オ) 滞留債権の管理

平成17年度に発生したA社への債権について、平成27年4月15日に元金の最終支払いが行われ完済されているが、当該元金に係る延滞金については支払が行われていない。

企業局の今後の方針は、「引き続き納入指導を継続するとともに、必要に応じて訪問督促を行う等、債権の保全と回収に努めていくものである。」とのことであるが、当該事案の前任担当者が退職したことを契機に、平成27年6月12日の接触を最後に先方との接触は行われていないとのことであった。加えて、接触したとしても簡単に支払いに応じず、交渉が難航することから棚上げ状態となっているとのことであった。

最後の接触から1年以上接触がない状態であり、相手方の状況が把握できていないため、債権の回収可能性を適切に判断できない状態である。このままでは決算書に債権の回収可能性の状況を適切に反映することができない。加えて、債権の管理回収業務が属人化されており、人事異動等に組織として対応できていない状況にあることが懸念される。

滞留債権の管理方法について対応マニュアル等を作成し、組織で対応できる内部統制を整備するとともに、決算時には滞留債権の回収可能性を適切に判断し、貸倒引当金の計上の有無、計上金額の妥当性を検討できるようにする必要がある。

(カ) 電気事業への行政財産の使用許可

第一北上中部工業用水道施設のうち、管理本館施設（建物）は、工業用水道事業が固定資産を所管しており、電気事業管理者が工業用水道事業管理者より管理本館建物の一部を行政財産の使用許可を得て使用している。

当該使用許可については、県の行政財産使用料条例及び行政財産の使用の許可に関する規則に基づき、工業用水道事業管理者が電気事業管理者に対して行っているとのことであるが、いずれの管理者も企業局長であることから、同一人物が使用許可申請と使用許可を行うことは不適切である。

よって、工業用水道事業の所管する施設のうち、電気事業で使用する部分の負担関係については、行政財産の使用許可としてではなく、工業用水道事業が第一義的に負担する減価償却費のうち、電気事業が負担すべき額を見積もって徴収する等の方法によることが適切ではないかと思料する。

電気事業の負担すべき額に対して、現在、過大に徴収している懸念がある。

(キ) 長期前受金収益化累計額の計上額における会計システムの不具合

工業用水道事業の構築物に計上されている「堰堤」の長期前受金の収益化額の計算に帳簿金額とあるべき金額との間で差異が生じた。

原因は会計システムの不具合であるが、システムの不具合は想定されるものであり、当該システムの不具合を適時に発見し、是正して適切な決算書を作成できるような内部統制を整備することが不可欠である。

現状、固定資産原簿の固定資産及び長期前受金の金額と会計システムの固定資産及び長期前受金の金額の整合性を確認していないとのことであるが、この作業を実施しない場合、固定資産の実在性、網羅性及び償却計算並びに収益化額の正確性を決算書上担保することができなくなってしまう。決算書上当該長期前受金の金額を修正するとともに、再発が防止できるよう内部統制を整備することが必要である。

(ク) 減損会計にかかる減損の兆候の検討手続

電気事業及び工業用水道事業それぞれにおいて減損会計を導入し、決算時点における減損の判定を実施しているが、減損の兆候のうち、「固定資産または固定資産グループの市場価格が著しく下落したこと」の判定が結果として実施されていなかった。当該、減損の兆候が適切に反映されない場合、本来減損処理が必要な収益性の低下している状態の資産が過大に貸借対照表に計上されることにより、適切な資産価値を決算上に表示することができなくなる。

したがって、固定資産または固定資産グループの市場価格の下落の具体的な判定方法を定め、毎期同様の方法により判定していく必要がある。

(ケ) 修繕引当金の計上

現状、修繕引当金として計上しているもののうち、特別修繕引当金に相当する額については、特別修繕引当金に振り替える必要がある。

イ 措置内容

(ア) 固定資産台帳と貸借対照表の不一致

平成28年度決算から、固定資産の帳簿金額と固定資産台帳の乖離を精査し、固定資産台帳の修正を行った。

(イ) 特別修繕引当金の計上

設備等に係る定期修繕費用の支出に備えるため、平成28年度決算以降において特別修繕引当金を計上することとした。

(ウ) 建設準備勘定の資産性

平成28年度決算において、減損の兆候が認められたことから、その内容について平成28年度決算書の注記に記載した。

(エ) 雑収益に計上されている積立金の取崩額

平成28年度決算から、積立金を取り崩しての収益計上を行わないこととした。

(オ) 滞留債権の管理

当該債権については、室長以下で組織的対応をとることとし、督促を行ったところ、平成29年3月に60万円の納入があり、また、残金についても、平成30年度までに分納により完済する旨の誓約書の提出があったところである。

引き続き、債権の回収に組織的に対応することとする。

(カ) 電気事業への行政財産の使用許可

使用許可について事務処理を見直したところであり、平成28年度に電気事業が負担する経費については、減価償却により算定することとし、必要な整理を行った。

(キ) 長期前受金収益化累計額の計上額における会計システムの不具合

会計システムの修正を行うとともに、固定資産台帳に記載する長期前受金額を整理した。

なお、内部統制については、プロセス点検の実施や複数職員による相互チェックなど事務処理の適正化に向けた取組を行っている。

(ク) 減損会計にかかる減損の兆候の検討手続

平成28年度決算から、固定資産グループの土地の市場価格による判定を行っている。

(ケ) 修繕引当金の計上

平成28年度決算から、特別修繕引当金への振替を行った。